

アダム・スミスにおける戦争と文明

——『法学講義』における戦争論——

八 幡 清 文

本論文では、アダム・スミスがグラスゴウ大学でおこなった法学講義における国際法と軍備の部分を取り上げ、戦争と平和、さらに国際関係をめぐってスミスが法学講義で展開している所説を、文明化が戦争に及ぼす影響に焦点を当てつつ考察している。第1節では、近代ヨーロッパ諸国間の戦争では、中世に淵源をもつ「人間愛」の影響によって文明の本質である「洗練」が戦争の様式を変化させてきたことを論じている。第2節では、古代から論じられてきた「正戦」をめぐる問題に関するスミスの見解を分析し、それが近代自然法学の伝統を継承していることを明らかにしている。第3節では、スミスの軍備論を軍制観を中心に検討し、スミスが文明化した社会における常備軍の導入の必然性を認めながらも、国防における民兵の役割も重視していることについて論じている。さらに第4節では、これまでの議論を振り返りつつ、スミスの戦争論が、文明化したヨーロッパの戦争は「洗練」と「野蛮」の2面性をもつことを、事実上、暴露するとともに、産業の発達による国民の「武勇の精神」の衰弱を文明社会の難題の1つとして提起していることの意味について考察している。

はじめに

アダム・スミスがグラスゴウ大学で講じた法学は、その最後の論題として「国際法」¹⁾に関する論述を含んでいる。このことは、スミスが法学の体系は国内法だけでは完結しないと考えたことを示すものである。スミスの法学は、主権国家によって制定される国内法と、主権国家間の相互関係のもとで生成する国際法との2つの部門から成る体系として構想されているのである。しかし、こうした法学の構想はスミスだけの特徴ではなく、またスミスに始まるものでもない。スミスが法学講義で言及しているザムエル・プーフェンドルフの主著が『自然法と万民法』(1672年)と題されているように、近代の自然法学は国家を超える法を体系の一部として含みつつ発達した学説であった。18世紀の中葉には、ド・ヴァッテルの『国

1) 本論文で「国際法」と訳している原語はlaw of nationsであり、直訳すれば「諸国民の間の法」である。現代の「国際法」の英語表現であるinternational lawはジェレミー・ベンサムに始まるとされ、スミスも使用していない。

際法』(1757年)が刊行されているが、この書名からはこの時代に国際法学が法学の独立した研究領域として意識されるようになったことが窺われる。スミスの法学が国際法を含むことは、それが近代自然法学で発達した法学の枠組みに触発されつつ構想されたことを物語るものである²⁾。

スミスは「国際法は、平和または戦争においておこなわれるような法律である」(LJB545/訳417)と述べて国際法を平時国際法と戦時国際法とに大別した上で、平時国際法に関しては、法学講義で国際法よりも前に論じている「ポリース」の項目で、一国において外国人がもつ権利についてごく簡略に触れているにすぎない。したがってスミスが「国際法」の項目で論じているのはほとんど戦時国際法であり、スミスの関心が戦争と法の問題に集中していることが明らかである。これにはスミスの時代にヨーロッパの国際関係が戦争の繰り返される状況にあったことが投影されていよう。しかしこれはスミスの国際法論だけに言うことではない。一般に「国際法の父」と呼ばれるフーゴー・グロティウスの『戦争と平和の法』は、ヨーロッパを荒廃させた三十年戦争のさなかの1625年に刊行されたのであり、この著作でも戦時国際法に大きな関心が寄せられている。ある戦争史家が「グロティウスは、北西ヨーロッパにおけるほとんど絶え間ない戦争についての自分の経験から書いたのである」³⁾と述べているように、近代国際法の思想はヨーロッパの平和な国際関係の産物ではなく、むしろ近代ヨーロッパで繰り返される戦乱を背景に発達したのである。

近代国際法学の発達をうながしたこうした時代背景は、スミスの法学講義の構想にも反映されている。というのも、スミスの法学講義では、国際法のすぐ前に「軍備」(Arms)の項目がおかれているのである。これは、スミスが、独立国家の存続のためには、戦争への備えとしての一定の軍事力を整備することが不可欠であると認識していることを示している。スミスの法学では、軍備は法の主要な対象の1つと位置づけられ、独立した項目として論じられている。だからスミスが、各国家が一定の軍備を保持することを当然視し、それを前提とした上で国家間で成立しうる法的関係としての国際法を論じていることは明らかである。したがって法学講義に見られるスミスの国際関係観の考察においては、国際法に関する議論だけでなく、その軍備論にも眼を向け、両者を一対の論題として分析することが必要なのである。

本稿では、近代自然法学の伝統を引き継ぎつつ構想した自己の法学講義⁴⁾において、スミ

2) 近代国際関係思想の展開過程については、次の研究が基本的な見取り図を与えている。R. Tuck, *The Right of War and Peace*, Oxford U.P., 1999. 萩原能久監訳『戦争と平和の権利』風行社、2015年。ただし、この著作では、スミスは考察の対象とされてはいない。

3) M. Howard, *War in European History*, Oxford U.P., 2nd ed., 2009. 奥村房夫・奥村大作訳『改訂版 ヨーロッパ史における戦争』中公文庫、2009年、51頁。

スが戦争と国際法，さらには軍備をめぐる諸問題をどのように論じ，またそれを通してヨーロッパの国際関係についていかなる認識を展開しているかについて考察することにする。なお，スミスの法学講義については，後世に発見されて刊行された，学生による2種のノート，すなわち1762-1763年の講義ノート（『法学講義』(A)と表記する）と1763-1764年の講義ノート（『法学講義』(B)と表記する）とがあるが，前者には講義の途中までしか採録されていないため，「軍備」と「国際法」の項目を欠いている。したがって本論文では，『法学講義』(B)の「軍備」と「国際法」の部分を中心の対象としつつ，法学講義におけるスミスの戦争論を考察することになる⁵⁾。

1. 文明化とヨーロッパ国際社会

スミスがグラスゴウ大学で講じた法学，とりわけその最初の論題である正義論に表明されている主な問題関心は，ヨーロッパの諸地域における法と統治の歴史の変遷を，非ヨーロッパ諸地域の法との比較を交えつつ分析することによって，ヨーロッパで実現した近代文明社会の特質を法と統治の側面から解明することにある。スミスのそうした関心は，法学の最後の論題である国際法においても貫かれている。スミスは1762-1763年の法学講義の冒頭でこの講義の主題の1つとして国際法を挙げたさいに，「この項目でわれわれは，古代に存在した戦争の諸法を，現在有効であるそれらの法と比較して，後者が節度と人間愛においてどれだけすぐれているかを示し，さらにまた，社会の洗練につれて戦争の諸法にしないで課せられてきた諸制限の諸原因を指摘するであろう」（LJA 7 / 訳3）と語っている。この文言は，国際法を論ずるさいのスミスの基本的問題意識を明確に物語る。スミスは，ヨーロッパにおける「社会の洗練」が進むとともに戦争法に「諸制限」が課せられるようになり，その結果として近代ヨーロッパの戦争法は古代のそれと比較して「節度と人間愛」がはるかに実現した法となっていることを強調している。しかもスミスにおいては，「社会の洗練」が進むことは，社会が文明化してきたことの表現であるから，スミスは戦争にも法的な規制が課せられるようになって戦争も「洗練」してきたことに，近代ヨーロッパ文明の1つの達成を認めているのである。

スミスは，そうした「洗練」を基幹とするヨーロッパの文明化の過程の分析という課題を，

4) スミスの国際法論に示唆を与えた可能性があるものとして，上記の自然法学者の外にデヴィッド・ヒュームの『人間本性論』第3部（1740年）が挙げられる。ヒュームは一般に近代自然法学の系譜に属するとはされないが，本書の最後の章では簡略ながら国際法が論じられている。

5) スミスの戦争論を検討した最近の業績として，渡辺恵一「アダム・スミス—近代文明と戦争—」『経済論叢』（京都大学経済学会）第190巻第2号，2016年，がある。この論文はスミスの『法学講義』の戦争論に焦点を当ててはいないが，本論文と重なる論点が多く，参考になる。

非ヨーロッパの諸地域、とりわけスミスの時代にあっても文明化することなく「未開」あるいは「野蛮」な状態にとどまっているとヨーロッパで見られていた諸民族の社会と比較しつつ遂行している。このような「文明」化したヨーロッパと非ヨーロッパに今なお存在する「未開」な諸地域との比較考察の方法は、次の発言によく語られている。

野蛮状態における隣接諸国民のあいだには絶え間なく戦争が存在し、一方の他方に対する侵略と掠奪が続く。私的所有は隣人たちの暴力に対しては安全を保障されているとはいえ、敵の侵略を受ける危険にさらされている。このようなやり方では、貯えがいくらかでも蓄積されうるといふことは、不可能に近い。未開諸国民相互のあいだでは、洗練においてさらに前進した諸国民のあいだでよりも激しい動乱が、つねに存在するのを見ることができる。タタール人とアラブ人のあいだでは、野蛮人の大部隊が、いつも掠奪物を求めてあちらこちらと徘徊していて、彼らは通過諸国のすべてを強奪するのである。こうして広い国土がしばしば荒れるにまかされ、すべての動産が運び去られる。ゲルマニアもまた、ローマ帝国の没落の頃には、同じ状態にあった。富裕の進行にとって、これ以上の障碍はありえない (LJB522 / 訳356-357)。

ここでスミスが「洗練においてさらに前進した諸国民」と呼んでいるのが文明化した諸国民であり、「未開諸国民相互のあいだでは、洗練においてさらに前進した諸国民のあいだでよりも激しい動乱が、つねに存在する」という言明は、近代ヨーロッパの諸国民の国際関係が「未開諸国民」間のような動乱状態を抜け出すに至ったことを示唆する。しかしこれはもちろん、近代ヨーロッパ諸国間に戦争が発生しなくなったことを意味するものではない。そうではなく、近代のヨーロッパ諸国民が「未開諸国民」間に見られるような「激しい動乱が、つねに存在する」状態を抜け出すことで、より「洗練」された関係を発達させてきたことを意味する。さらに「ゲルマニアもまた、ローマ帝国の没落の頃には、同じ状態にあった」とされているから、古代ローマの末期に帝国内に侵入した頃のゲルマン人も、元来は掠奪を繰り返す「タタール人」や「アラブ人」と同様の「野蛮人」であったのであり、近代ヨーロッパの国際関係は古代末期に見られた、そうした「野蛮状態」からの脱却による「洗練」の進展の結果として成立したとされている。このようにヨーロッパの文明化はその地域内の国際関係の「洗練」ももたらしたとする認識は、スミスの国際関係論の根本命題をなしている。「洗練」(refinement)はヒュームが文明社会を論ずるさいに基本概念として使用した用語であるが⁶⁾、スミスはこの概念によって文明化した諸国民における戦争の特徴を表現しようとし

6) 「洗練」はヒュームが発表した様々なエッセイで用いられているが、それが文明社会を特長づけ

ている。

「未開諸国民相互」の国際関係に関する上記の引用箇所は『法学講義』(B)のポリース論に見られるものであるが、スミスはここではヨーロッパの国際関係における「洗練」の内容について具体的には語っていない。その問題については、法学講義の最後の論題である国際法の部分で、戦争のさいの敵の捕虜の扱いにおける古代と近代との差異として論じている。古代には「野蛮人」だけでなくローマ人においても、捕虜をどのように処置することも許されていたが、近代では残酷な処置はなされなくなっている。つまり、「前の諸時代には強力と欺瞞が戦争における大きな徳であったのだが、近代の風習は身がらと動産に関して、より大きな程度の洗練に到達した。今では戦争の捕虜は、決して奴隷にされることはなく、抑圧されることもない」(LJB548/訳426)。スミスはこの文言で「近代の風習は身がらと動産に関して、より大きな程度の洗練に到達した」と述べているが、「身がら」に関する「洗練」と「動産」に関するそれとでは、「洗練」をもたらした動因は異なっているとしているから、それぞれ別個の考察を必要とする。

まず「身がら」に関する「洗練」は、この文言にあるように「戦争の捕虜は、決して奴隷にされることはなく、抑圧されることもない」という処置、すなわち戦争捕虜を奴隷にはしない人道的な処置であり、それが近代のヨーロッパで実現した「大きな程度の洗練」の実例とされる。またスミスは交戦諸国間での捕虜の交換について「捕虜交換条約は、人間愛におけるわれわれの洗練の証拠であって、それによれば陸海軍の兵士が、それぞれの戦闘の終わりに、一定額に評価されて交換されるのであって、捕虜が多かった国民が差額を支払うのである」(LJB548/訳426-427)と述べ、捕虜の交換をヨーロッパにおける「人間愛」(humanity)の「洗練の証拠」としている。戦争捕虜を奴隷にはしない処置にせよ、戦争捕虜の交換という処置にせよ、スミスはそうした捕虜の人道的な扱いの根底に、ヨーロッパにおける「人間愛」の「洗練」の進展を見出している。

このようにスミスは近代ヨーロッパの戦争がもつ1つの特長を「人間愛」の言葉で表現しているが、この概念自体の意味については法学講義で特段の説明をしていない。しかし1763-1764年の法学講義より前の1759年に刊行された『道徳感情論』初版では、この概念について、「人間愛はまったく、主要当事者たちの感情に対して観察者がいさぐ鋭敏な同胞感情、すなわち彼らの受難について悲嘆し、彼らの受けた侵害に対して憤慨し、彼らの幸運を喜ぶほどの同胞感情にある」(TMS190-191/訳(下)39)と定義している。また他の箇所では、「人間愛という愛すべき徳は、確かに、人類のなかの粗野な大衆によって所有されるところを

る概念であることが端的に示されている例として「技芸における洗練において」(“Of Refinement in the Arts”)がある。これは、*Political Discourses*, 1752 (『政治経済論集』)で最初に発表された論文である。

るかに超える感受性を、必要とする」(TMS25/訳(上)64)と述べている。これらの言明に照らすならば、スミスが『道徳感情論』で論じている「人間愛」の本質は、状況を問わず他者に「同胞」として寄り添おうとする鋭敏な感受性にある。これは「人類のなかの粗野な大衆」の水準をはるかに超える高度な感受性であり、それゆえにスミスはそれを1つの「徳」と見なすのである。

こうした「人間愛」の性質は、それがあらゆる時代や社会に遍在するものではないことを示唆する。事実スミスは、「文明化した諸国民のあいだでは、人間愛にもとづく諸徳が、自己否定と諸情念の規制にもとづく諸徳よりも、よく育成される。粗野で野蛮な諸国民のあいだでは、まったく別であって、自己否定の諸徳が、人間愛の諸徳よりもよく育成される」(TMS204-205/訳(下)76)と述べて、「文明化した諸国民」と「粗野で野蛮な諸国民」とを対比し、「人間愛」は「文明化した諸国民」でこそ顕著に発揮されることを強調している。「人間愛」は「粗野で野蛮な」時代には発達しない資質なのである。

「人間愛」と「文明化」との相関性に関するこうした見解は、スミスが法学講義で戦争捕虜の人道的処置が「野蛮人」の世界でも古代ローマでも存在せず、近代ヨーロッパにおける「人間愛」の「洗練」によって実現したと見ていることと符合する。戦争捕虜は「彼らの受難について悲嘆」する同胞感情を刺激するから、捕虜を獲得した側の「人間愛」の対象となりうるが、それはあらゆる時代の戦争で捕虜への「人間愛」が発揮されることを意味するものではなく、近代ヨーロッパで実現した固有の慣習とされている。捕虜の人道的処置は、ヨーロッパ社会が歩んできた「洗練」の歴史の産物とされるのである。

ヨーロッパで「人間愛」が開花するための歴史的転換点となった事象としては、イタリアで始まった「ルネサンス」の文化運動の意義が想起されるかもしれない。しばしば「人間の発見」として語られる「ルネサンス」を文化史上の概念として定着させたヤーコプ・ブルクハルトの所説がその典型であろう⁷⁾。しかしながら、スミスにおいては、上述した戦争における「洗練」は「ルネサンス」を端緒として進行した事象であると捉えられてはいないのである。スミスが戦争捕虜の人道的処置について「こうした高度の人間愛は、教皇支配の時代に導入された。われわれはそれを、ギリシア人やローマ人のあいだには、彼らのあらゆる達成にもかかわらず、決して見出さない」(LJB549/訳427)と述べていることは、スミスが、古代には見られなかった戦争における「洗練」の淵源を「ルネサンス」ではなくキリスト教に、しかも近代初期の宗教改革の運動にではなく中世のローマ教会によるヨーロッパの精神的支配に認めていることを示している。中世にはローマ教皇が全キリスト教徒の共通の父と

7) Jacob Burckhardt, *Die Kultur der Renaissance in Italien*, 1860. ヤーコプ・ブルクハルト『イタリア・ルネサンスの文化』新井靖一訳、上・下、ちくま学芸文庫、筑摩書房、2019年。

してヨーロッパを統合し、キリスト教徒が相互に人間愛をもって他の信徒を扱うように義務づけただけでなく、その時代における異教徒に対する「聖戦」がキリスト教徒は異端の徒と同様に扱われるべきではないという意識を広めたことで、戦争において古代とは異なる「高度の人間愛」が導入されたとされる。

こうしたローマ教会に対する評価は後の『国富論』におけるローマ教会論には見られない点である。スミスは、『国富論』では、ローマ教会を「国内統治が保護しうるところだけで繁栄することのできる人類の自由と理性と幸福に対してだけでなく、国内統治の権威と安全にも対立して、これまでに形成されたものの中でも、最も恐るべき結社」（WN802-803/訳(4)89）として激烈に批判している。しかし、『国富論』よりも以前の法学講義では、少なくともヨーロッパ諸国に「高度の人間愛」を導入し、国際関係を「洗練」させた点での歴史的役割をローマ教会に認めている。法学講義ではローマ教会は戦争における「洗練」を促進させる役割を果たしたとされている。ローマ教会は、その「人間愛」の教説によって、ヨーロッパにおける「洗練」の発達に貢献したとされるのである。

とはいえ、スミスがこのようなローマ教会論によって、ローマ教会と教皇への賛辞を表明していると理解することは、必ずしも適切ではない。スミスは、近代ヨーロッパで発達し、戦争において古代には見られなかった人道的措置としての「洗練」をもたらした「人間愛」の理念の淵源が、中世のローマ教皇とローマ教会が唱えた教説と布教政策に求められることを客観的に分析しているにすぎないと考えられる。スミスの「人間愛」の起源をめぐる論述にローマ教会体制を賛美する動機が作用していると結論することはできない。

これに関連する事柄であるが、スミスが「教皇支配の時代に導入された」とする「高度の人間愛」の内実については、注意を要する点が存在することを指摘しなければならない。スミスは、異教徒に対する「聖戦」が「高度の人間愛」を広める契機の1つになった事情について、次のように述べているからである。

その当時、ヨーロッパの大部分の王侯によって企てられた聖戦もまた、彼らにその武器を、ある異なる宗教の全信徒に向けさせた。彼らはその人々を、最も残酷な取り扱いに陥れると考えたのである。しかし、彼ら自身のあいだの戦争に従事するようになったとき、彼らがかつて、共通の大義によってすべて一方の側にあったのであり、また、キリスト教徒は異教の徒と同じように取り扱われるべきではないと彼らは考えたので、より大きな人間愛が導入された。それらの理由で、近代人は捕虜の身がらに関して、古代人とは違った態度をとるのである。（LJB549/訳427-428）

スミスは、「ヨーロッパの大部分の王侯」が参加した「聖戦」が「彼らにその武器を、あ

異なる宗教の全信徒に向けさせた」と述べているから、ここで言われている「聖戦」は、中世における十字軍の遠征のことであろう。スミスは、ヨーロッパ人たちが、その戦争では、敵となった異教の信徒たちを「最も残酷な取り扱いに値する」と考えた一方で、ヨーロッパ諸国間の戦争においては「キリスト教徒は異教の徒と同じように取り扱われるべきではない」と考えた、としている。したがってこうした背景から導入された「大きな人間愛」が、どこまでもヨーロッパのキリスト教徒に対する情愛であって、他の宗教の信徒に対するものではないことは明らかである。スミスが中世のヨーロッパでローマ教皇の影響下で導入されたとする「大きな人間愛」は、あくまでも「共通の大義」によって結ばれたヨーロッパのキリスト教圏で発揮されている精神を指していることを看過してはならない。つまりスミスは、この一節で、意図的ではないが、近代ヨーロッパの精神構造が2面性をもつこと、すなわちキリスト教徒に対する「大きな人間愛」と、非キリスト教徒に対する「残酷な取り扱い」との両面性を備えていることを暗黙裡に語っていると考えられるのである。スミスの叙述は、事実上、近代ヨーロッパの精神に内在する「文明」と「野蛮」の両面性の暴露するものに他ならない。スミスがローマ教皇の影響下でヨーロッパに導入されたとする「大きな人間愛」の内実についてのこのような冷徹な洞察も、スミスが「人間愛」の議論を通してローマ教会に対する好意的な態度を表明しようとしているわけではないことを示唆していると結論できるのである。

次に動産に関する「洗練」について検討しよう。これは敵国民の動産の破壊や没収をせずにその安全を保障することを意味し、近代の陸戦で見られるようになった慣習である。スミスは「敵の動産についての安全保障は、人間愛よりも政策上の動機によるものである」(LJB549/訳428)と断定するが、これについては「農民から強奪しないことは將軍の利益になるのであって、なぜなら陸軍の部隊が、その全食料品を運んで敵国を行進するのは困難であるだろうからである」(LJB549/訳428)としているから、ここでスミスが言う「政策上の動機」は敵国民の財産の保全が自国軍の「利益」になるという合理的な判断を意味する。スミスは征服者側のこうした合理的な政策もあって、今やヨーロッパにおいては被征服国の住民たちは征服に対して反抗的ではなくなったと判断し、また「征服者は一般に、彼らに対して彼らの宗教と法律の保有を許すのであり、それは古代に比べてはるかにすぐれた慣行である」(LJB550/訳430-431)と評価する。こうした論述から明らかのように、スミスは近代の一部の戦争では合理的な利益判断がなされるようになった結果として、ヨーロッパにおける軍事政策が占領政策も含めて古代よりもはるかに穏和となったことを強調している。近代のヨーロッパで発達した合理主義的思考が軍事政策に影響を及ぼしたことが戦争における「洗練」をもたらす一要因となったとされるのである。

戦争捕虜の人道的な扱いは戦時における国際的な慣習の「洗練」であるが、スミスがヨー

ロップの中世と近代との関連性を認めるのは戦時の国際慣習の一部にとどまらない。スミスはヨーロッパ諸国が平時において相互に外交使節を派遣する慣習の起源も中世にさかのぼることに注目する⁸⁾。というのも「教皇は確かに、最も早い時代から、ヨーロッパのすべての宮廷に駐在員または使節をもっていた」(LJB551/訳434)からである。この使節の派遣が近代になるとスペインを皮切りに諸国に導入されて外交使節の相互派遣の慣行がヨーロッパで確立したのである。近代ヨーロッパの主権国家間の外交関係の淵源も中世のローマ教会の体制にあるとされる。したがって法学講義におけるスミスは、ヨーロッパの国際関係の発達に関して中世と近代のあいだに決定的な断絶を見てはいないのである。

外交使節が派遣されることになった理由についても、スミスはローマ教会と近代のヨーロッパ諸国とのあいだに共通する要因を認めている。スミスは、ローマ教会はヨーロッパのすべての国でもつ商業利権から大きな収入を得ていたため、それを守るために各国に使節を派遣したのであるから、派遣の理由は経済的な動機であったと分析した上で、近代にヨーロッパ各国でそうした慣習が確立した背景について、次のように述べる。

ヨーロッパに商業が導入され、各国の諸特権が、相手国において財貨について支払うべき輸入税をふくめて定められたとき、ある国の商人たちは他国の商人たちに対して、たえず請求権をもった。彼ら自身は、それらの他国においては外国人であって、極めて容易に侵害されたし、それよりしばしば、侵害されたと思っただろう。したがって同国人の一人を、その同胞臣民の諸権利を保護するために、様々な国の宮廷に常駐させることが必要になった。古代においては……様々な国民のあいだに交流がほとんどなかったので、駐在外交使節の必要もなかった。しかし今では、業者間にはほとんど毎日、調整すべき何かがあるので、彼らのあいだの紛争のどんなきっかけでも防止するために、重みと権威があって宮廷への通路をもつ人物がいることが必要なのである (LJB551-552/訳435)。

この言明には、近代ヨーロッパにおける外交関係の成立とその背景が、古代と対照させつつ語られている。スミスは古代に外交使節の派遣がなかったと主張するのではない。古代にも外交使節は派遣されたけれども、それは講和とか同盟のために必要に応じて派遣される特命の使節であり、外国に常駐する使節ではなかったというのである。これに対して近代のヨーロッパの国際関係の特徴は、そこに誕生した主権国家が相互に外交使節を駐在させること

8) 外交使節の派遣は平時の外交関係で確立すると考えられる国際慣習であるが、スミスは戦時国際法に関わる第4の主題として論じている。これは、駐在外交使節には戦時にも身がらの不可侵という特権が認められることに注目したためかもしれない。

で継続的な外交関係を成立させたことにある。実際スミスは、「外交使節を派遣するという慣習は、平和を維持するものであって、情報の伝達によって、一国が他国によって適時の通告なしに侵略されるのを阻止する」(LJB552/訳436)と、駐在外交使節の平和維持機能を強調する。スミスが法学講義の中の「国際法」の部分で「諸国民間における外交使節の諸権利」(LJB545/訳418)を論題の1つとして掲げ、また「外交使節の身がらは、不可侵でなければならないし、彼が駐在する国のどの法廷にも服すべきではない」(LJB553/訳438)と述べて、近代のヨーロッパでは外交使節が身がらの不可侵や課税免除などの様々な特権を認められていることを容認しているのは、駐在外交使節が国際法で様々な権利を保証されるほどヨーロッパの国際秩序を維持するために重要な意義をもっていると認識しているからである。スミスは、駐在外交使節を相互派遣する慣習の確立に、近代ヨーロッパにおける国際秩序の成立の重要な契機を認めている⁹⁾。

さらに注目すべきなのは、こうした駐在外交使節の派遣がヨーロッパで発達した背景として、スミスが「ヨーロッパに商業が導入され」という経済的要因を重視していることである。スミスがここで言及している「商業」というまでもなく国際商業すなわち貿易であり、ヨーロッパ諸国間の貿易の増大による国際経済関係の発達、自国民の商業的権利の保護のための駐在外交使節の派遣を必要としたとされている。だからまた、上記の引用にあるように、「古代においては……様々な国民のあいだに交流がほとんどなかったので、駐在外交使節の必要もなかった」と、古代に駐在外交使節が見られなかった理由が国際交易の未発達という古代の経済事情に求められている。ヨーロッパの古代と近代の外交関係の様態の差異は経済的要因から説明されている。スミスは駐在外交使節の制度の起源に関する考察を通して、近代ヨーロッパの外交関係が各国の経済的利害の調整を主軸に動くシステムとして成立したことを看取しているのである。

このようにスミスは、ヨーロッパが「野蛮」状態を脱却して文明化を進める中で、戦時においても、また平時においても、「洗練」された国家間関係が発達することで現在の国際社会が形成されたと把握している。そうした国際関係の「洗練」の内実については、戦時の捕虜の人道的処遇はローマ教皇の君臨のもとでヨーロッパに広まった「高度の人間愛」の帰結であり、また敵国民の動産の保全は合理的な利益判断の帰結であり、さらに駐在外交使節の制度はヨーロッパ諸国間の「商業」の拡大の帰結であるとされている。したがってスミスにおいては、現代では一般に「主権国家システム」と呼ばれている近代ヨーロッパの国際関係は、「高度の人間愛」の発露としてのヒューマンリズムの高揚、戦争政策における合理主義的

9) 近代外交の発達の背景と特質については、次の諸著作が参考になる。H.A. Kissinger, *Diplomacy*, Simon & Shuster, 1994. ヘンリー・A・キッシンジャー『外交』岡崎久彦訳、上・下、日本経済新聞社、1996年。高坂正堯『古典外交の成熟と崩壊』中央公論社、1978年。

思考の発達、さらにヨーロッパ域内における国際貿易の拡大という諸要因が作用し合うことで形成されたシステムと把握されていると総括できる。

近代の国際法はそうしたヨーロッパの国際体系の秩序を実現する規範として形成されたとされるのであるが、その結果としてそれは当然にヨーロッパ史において進展してきた「洗練」を反映した法体系としての性格をもっている。スミスが、本節の冒頭で引用した、近代国際法の特質に関する説明で、近代の戦争法が古代よりもはるかにすぐれている長所として挙げる「節度と人間愛」は、ヨーロッパ社会の「洗練」の進展を象徴する。そしてヨーロッパにおける「高度の人間愛」の広がりや戦争における合理的な利益判断の発達は、その説明で言及されている「社会の洗練につれて戦争の諸法にしだいに課せられてきた諸制限の諸原因」に他ならないのである。スミスの国際法についての所説は、このようなヨーロッパにおける独自の文明化の過程と意義についての分析に立脚して展開されている。

2. 戦争の正当性

前節で取り上げた戦争捕虜の処置や捕虜交換条約は、スミスが1763-1764年の法学講義中の国際法の部分で、第2の主題すなわち戦時中に許容される行為に関わる事柄として論じている問題である。スミスが国際法で扱う第1の主題としているのは、それよりもさらに根本的な主題すなわち「何が戦争の正当な原因であるか」（LJB545/訳418）という問題である。この、いわゆる「正戦」（just war）の存否はヨーロッパでは古代から連綿と論じられてきた問題であり、ローマ帝国の末期には教父アウグスティヌスがこの問題を取り上げている¹⁰⁾。近代になると、この問題はグロティウスから本格的な発達を見た近代自然法学でも主要な論点の1つとされた。それは、グラスゴウ大学でスミスが聴講した「道徳哲学」を担当したフランシス・ハチスンも大きな関心を払った問題であった。このように見ただけでも、スミスがこの問題を国際法で最初に論ずべき問題としたのは何ら不思議ではない。

許容される戦争についてのスミスの基本的見解は、次のように説明されている。

一般に、裁判所での適切な訴訟の根拠であるものは何でも、戦争の正当な理由でありうる。訴訟の根拠は、暴力によって履行を強制しうるような、ある完全権の侵犯であって、その権利は粗野な社会では暴力によってそうされているが、近代においては為政者によって決定されて、各人がそれぞれ正義を主張することによってその社会が妨害させられることがない。ある国民が他の国民の所有を侵犯するか、あるいは他国の臣民たち

10) 「正戦」論が古代から論じられてきた主題であることは、次の著作に詳しい考察がある。山内進編著『「正しい戦争」という思想』勁草書房、2006年。

を殺害または投獄し、あるいは侵害したときに、裁判を拒否するという場合には、主権者は犯行に対する償いを要求しなければならない。なぜなら、それぞれの成員を外敵に対して保護することが、政府の目的なのだからであり、その補償が拒否されれば、そこに戦争の根拠がある。(LJB545/訳418-419)

許容される戦争についてのスミスの立論の出発点は、あらゆる個人が「暴力によって履行を強制しうる」権利としての「完全権」をもつという、自然法学で発達した人権論にある。その上でスミスは、この権利の保護の方式が近代社会においては「粗野な社会」とは異なり、さらに国際間ではその近代社会とも異なることを論じている。スミスがここで言う「粗野な社会」は司法権をもつ「為政者」が存在しない社会であり、そこでは完全権の侵害に対しては侵害された本人の「暴力」の行使によってその権利の履行が侵害者に強制されるしかない。それに対して、近代社会では司法権をもつ「為政者」のもとでの裁判によって完全権の履行が担保される。各個人の権利は裁判制度によって保護されるのである。

ところが完全権の侵害が国際間で発生した場合には侵害者が裁判も補償も拒否することがありうる。これは国際間の権利侵害においては完全権の履行が社会内のように十全にはなされない可能性があるということであり、その場合には戦争が正当性をもつとされる。ただし上の引用が示しているように、スミスは権利の侵害が発生すると被害者の国の主権者がただちに侵害者の国に戦争を起こす権利をもつとはしていない。被害者の国の主権者がまずなすべきことは侵害者の裁判と被害者への補償の要求であり、それが拒否された場合にはじめて戦争という手段に訴える根拠があるとしている。つまり戦争は自国民の権利の保護のための最後の手段なのである。

スミスはまた、上の引用に続けて「同じようにして、一国民が他国民に対する負債があってその支払いを拒否するという場合のような契約の破棄は、非常に正当な戦争の理由である」(LJB545/訳419)と述べている。これは、国際的に結ばれた契約の履行義務の不履行も戦争の根拠たりうるとする見解である。したがって戦争の正当な根拠となりうる外国からの「侵害」には、人間の所有物や身体に対する物理的毀損だけでなく、契約によって発生する利益の喪失も含まれるのである。これらの発言に表明されているのは、人間には国内的だけでなく国際的な権利義務が存在し、権利の毀損に対して補償がされない場合にはそれが戦争の発生根拠となりうるとする戦争論である。戦争の根拠は、人間の権利が主権者によって国内だけでなく国際的にも保護されなければならないとする権利思想から導出されている。

スミスのこのような見解には、ヨーロッパで古代から連綿と受け継がれてきた正戦をめぐる論議の伝統の影響を看取することができる。まずスミスの正戦論が、これまでの研究でも指摘されてきたように、直接にはハチスンの所説を継承していることは明らかである。ハチ

スンは、グラスゴウ大学での講義内容をまとめた『道徳哲学序説』の英語版（1747年）で「自然的自由において戦争を開始する正当原因は、完全な権利の侵害である」¹¹⁾と述べ、国際関係が各国の主権者を制御しうる上位の権力が存在しない「自然的自由」の状態にあることを前提に、スミスと同様に完全権の侵害を戦争が正当性をもちうる根拠と主張しているからである。

しかし、この主張はハチスンの固有の見解ではなく、スミスが高く評価したグロティウスの正戦論を受け継ぐことは明白である。グロティウスは『戦争と平和の法』で、「戦争が自然法に反せざることは、多くの根拠によって証明される」¹²⁾と言明する。とはいえこれは、あらゆる戦争を肯定する言明ではなく、自然法に違反しない正当な戦争がありうるという立場の表明である。グロティウスはこうした基本的立場を前提として、自然法によって許容される戦争について「戦争を行う正しい原因は、危害を受けることを除いては他に何も存しえない」¹³⁾と述べ、他者からの「危害」への対応としての「防衛、財産の回復および刑罰」¹⁴⁾の遂行が正戦となりうるとしている。ハチスンそしてスミスの正戦論が、グロティウスの学説の強い影響のもとに立論されていることが読み取れるであろう¹⁵⁾。

グロティウスの正戦論は17世紀前半に提起された学説であるが、それが近代の正戦論の嚆矢をなすわけではない。グロティウスより約1世紀前の16世紀前半にスペインの神学者であったフランシスコ・デ・ビトリアは、1539年になされたと推定されている講義で、主としてアウグスティヌスやトマス・アクィナスに拠りつつ、戦争の正当な目的を論じて、戦争は「自己の権利を追求するため、自分の故郷や国家の防衛のために、そしてまた、ときにはその戦争から平和と安全とが保障されるために、行わなければならない」¹⁶⁾と述べている。戦争の原因はこれらの目的を侵害する不正な行為にあり、そうした立場から「戦争を行う唯一の正当原因は、不正が加えられた、ということである」¹⁷⁾とされる。ビトリアは「権利」や「平

11) F. Hutcheson, *A Short Introduction to Moral Philosophy*, 1747, repr. ed., Georg Olms Verlag, 1990, p. 234. 田中秀夫・津田耕一訳『道徳哲学序説』京都大学学術出版会, 2009年, 282頁。

12) H. Grotius, *De jure belli ac Pacis*, 1625. フーゴー・グロティウス『グロティウス 戦争と平和の法』一又正雄訳, 酒井書店(復刻版), 1972年, 75頁。

13) フーゴー・グロティウス, 前掲訳書, 244頁。

14) フーゴー・グロティウス, 前掲訳書, 245頁。

15) グラスゴウ版『法学講義』(B)の編者は、「一般に、裁判所での適切な訴訟の根拠であるものも何でも、戦争の正当な理由でありうる」(LJB545/訳418)というスミスの文章に、グロティウスとハチスンの著作で同様の趣旨が述べられている箇所を注記している(LJB545)。スミスがここで言う「裁判所での適切な訴訟の根拠」は、国民の権利の中での「完全権」の侵害を指している。

16) フランシスコ・デ・ビトリア「〈戦争の法について〉の特別講義」伊藤不二男『ビトリアの国際法理論』有斐閣, 1965年, 343頁。

17) フランシスコ・デ・ビトリア「〈戦争の法について〉の特別講義」伊藤不二男『ビトリアの国際

和と安全」の侵害に対する抵抗としての「防御戦争」だけでなく、そうした不正をなした者に対する処罰となる懲罰戦争さえも容認している。ビトリアの戦争論が提起されたのはスペインがアメリカ大陸に進出して征服事業を進めていた時代にあたり、ビトリアはその正戦論によって法にもとづく征服の原理を確立しようとしたのである。すでにビトリア研究においては、ビトリアの学説は、近代初期の代表的な国際法理論として、グロティウスを含む後の時代の法学者に大きな影響を与えたとされる¹⁸⁾。スミスはビトリアについてはまったく言及してはいないけれども、スミスの正戦論がビトリア以来のヨーロッパの近代国際法学の発達を背景に成立していることは銘記されるべきである。

これまで検討したのは、スミスが「何が戦争の正当な原因であるか」という問題に関連して正当性をもつと認める戦争である。この議論においては、他国民からの何らかの侵害に対する補償が拒否された場合の戦争すなわち自国民の権利侵害に対する報復戦争が正当性もちうるとされている。これを逆に言えば、どの国民も自国を侵害していない国民に対して戦争をしかける権利をもたないということである。この原則は、スミスが国際法に関する第3の論題すなわち交戦諸国の中立国に対する義務について「中立諸国民についての正義の規則は、彼らはどちらの側も侵犯しなかったのだから、侵害をうけるべきではないということである」(LJB550/訳431)と述べるところにも語られている。戦争の対象は、自国を侵害しそれへの補償をおこなわない国民だけに限定されるということであり、スミスが侵略的な性格をもつ戦争を容認してはいないことは明白である。

しかしながら、スミスが許容されるとする戦争行為は、実は上記のような正当な報復行動にとどまらない。スミスは、国際法における第2の論題すなわち「戦争においてどれほどのことをなしうるか」という合法的な戦争行為の範囲について論じているところでは、その議論の前提として、人間社会においては「償いが要求されていなくても、復讐が合法的である少数の場合がある」(LJB546/訳421)とし、その例としてある個人が自分を殺害する意図をもっていることが明らかな強盗に対して、それを阻止するために最大限のことをするのは合法的であると主張する。これはいわゆる正当防衛の論理であるが、スミスはこの論理を国際的な関係にも適用して次のように言明する。

同じようにして、ある国民が他国民に対して陰謀をたくらんでいると思われるときは、

法理論』有斐閣、1965年、309頁。

18) 伊藤不二男、前掲書、177-178頁。これに対して、R. タックは、『戦争と平和の法』にはビトリアの説に反対している箇所があること、またグロティウスがビトリアとは異なる「人文主義法学」の伝統の継承者であったと考えられることを根拠に、ビトリアとグロティウスとの継承関係に疑義を呈している。R. Tuck, *op. cit.*, p. 108. 萩原能久監訳、187頁。

実際には何も侵害がなされなかったかもしれないけれども、その国民に自分の意図を宣告させ、その要求がその国民に何の不都合ももたらさない場合には安全を保証するよう要求することが必要である。この償いが要求されていなくても、プロイセン王が、自分の諸領地がザクセン選帝侯とハンガリー女王によって征服されようとしているのを見たとき、彼らの先手をうって、彼らの諸領土を占領するのは、彼としてはまったく正しかったし、彼らに向かってこれから彼らを攻撃すると告げることほど、彼として背理なことはなかっただろう。(LJB546/訳421)

スミスがここで言及しているプロイセン王の行動とは、オーストリア継承戦争の結果プロイセンによるシュレージエン地方の領有が承認されたにもかかわらず、ハンガリー王でもあったマリア・テレジアがそれを奪取しようとしているのを見てとったフリードリヒ2世が、機先を制して宣戦布告なしにザクセンに侵攻したことを指していると思われる。スミスは、プロイセン王が自分の領土が征服されるという現実の侵害がまだ発生していなかったにもかかわらず、その兆候を見てとり、宣戦布告なしに先制攻撃をしたことを許容される戦争であるとしている。つまり領土への侵攻が発生していなくともその兆候が明白であれば、領土防衛のための戦争は、合法性をもちうるということである。これは領土侵害の防止のような予防戦争さえ場合によっては許容されるとする見解であるから、スミスは侵害の現実の発生およびそれへの補償の不履行を必要条件とはしない戦争が許容される場合があることを認めているのである。もっともスミスはこの発言に続けて「これに反して、当然支払われるべきものが1つの債務にすぎないならば、償いを要求することなく戦争に入るのは、妥当ではないだろう。この場合に戦争が合法的なものになるのは、償いをするにあたっての遅滞と回避についてだけである」(LJB546-547/訳421-422)と述べて、外国の単なる債務の不履行はそれだけではただちに戦争を開始する理由にはならないとしている。だから侵害の発生あるいはそれへの補償の要求が先行しない戦争開始が合法的であるのは、自国の領土への侵犯の明白な危険性の出現といった重大事の場合だけであり、あくまで特例的なケースとされていることは注意されねばならない。

以上においては、戦争の正当性ないし合法性という問題に関するスミスの見解を考察したが、これらは戦争の規範性の所在についての吟味という問題である。だが、スミスには他方で、現実の戦争が戦争の規範とどのような関係にあるかという問題に対する関心からの議論も見出される。これは戦争の現実と戦争の規範との乖離という問題であり、そうした論点の1つとしてスミスは戦争における攻撃対象の範囲という問題を取り上げる。例えばフランス人の一部やフランス政府がブリテンの利益を侵害した場合、ブリテンは侵害したフランス人やフランス政府だけでなくフランス人全体に憤慨し、復讐の対象と考えてしまうのが現実で

ある。つまり、一国内においては他者を侵犯した人物だけが処罰の対象となるのに、国際間においては侵犯者だけでなく国民全体が報復の対象とされてしまうという問題である。スミスはこうした事態が発生する背景を、人間が遠くにいる他国民には近くにいる自国民ほどの親しみを感じないという人間本性の一面と、侵犯者が外国にいる場合にはその侵犯者だけを捕捉するのが困難であるという物理的事情から説明している。国際間における侵犯の処罰では、侵犯者だけを処罰する国内の正義の原則が適用できない事情が存在するということであり、スミスはこうした不合理をともしなざるをえない戦争の現実について「戦争においてはつねに、最大の不正義が存在するに違いないが、それは避けられないのである」(LJB548/訳425)と結論している。

スミスが戦争においては「最大の不正義」が避けられないとしていることは、スミスの戦争観に新たな問題を提起する。文明化が進んだ近代ヨーロッパでは戦争も「洗練」され、捕虜の扱いなどに「人間愛」の発露が見られることを強調するスミスが、他方で近代の戦争でも「最大の不正義」が場合によって出現することを認めているのである。この矛盾とも見える所論を理解するためには、スミスが近代ヨーロッパの戦争の性格を論ずるさいには、つねに近代の戦争を古代のそれと比較しつつ考察していることを想起しなければならない。例えば捕虜の処置について論ずる場合、スミスは「戦争の暴虐がどこまで続くことが許されるかという長さについて、古代の諸国民と近代の諸国民との慣行のあいだには、大きな違いがある」(LIB548/訳425)という文言から議論を始めている。古代にはローマ人を含めて戦争では「暴虐」が限度なく繰り広げられたが、ヨーロッパでは歴史の進展とともに戦争はしだいに「洗練」を加え、「人間愛」の精神や合理的思考が戦争に影響を及ぼすようになってきたとされる。したがってスミスが指摘する近代ヨーロッパの戦争の「慣行」は古代の戦争との比較において言いうる相対的な特徴であり、近代戦争は確かに古代と比較すれば「野蛮」ではなくなっているが、それは戦争につきまとう「野蛮」性を完全に脱却しているわけではなく、「人間愛」や合理的思考に影響されていても戦争のもつ非人道性を完全に克服してはいない。近代のヨーロッパでは、古代と比べて戦争の残虐性は緩和されたものの、それが完全に克服されているわけではないのである。だからこそ近代ヨーロッパの戦争でも時に「最大の不正義」が現出することになる。スミスは古代と比べた近代の戦争の特徴である「洗練」にも限度があり、現在でもともすれば「人間愛」や合理的思考から導かれる戦争の規範から乖離しがちであることが戦争の現実であることを視野に収めている。スミスは近代ヨーロッパの戦争に「洗練」の特徴を認めつつも、なおも克服しがたい「洗練」と「野蛮」の2面性とそれらの相克も見出しているのである。

3. 文明化と軍備

これまでの考察から、スミスが法学講義において、近代のヨーロッパにおいては戦争における「洗練」が進み、また駐在外交使節の相互派遣によって継続的な外交関係が成立することで、「未開諸民族」の世界や古代ローマには存在しなかった固有の国際関係を形成したと認識していることが明らかにされたであろう。しかしながら、スミスはそうした認識によって、近代のヨーロッパではもはや戦争が克服されて平和な国際秩序が形成されつつあると認識したわけではない。グラスゴウ大学におけるスミスの最後の法学講義は7年戦争が終結した1763年の秋に始められているが、この戦争が終結したのはその年の2月であった。したがってスミスの最後の法学講義は、7年戦争の余韻が冷めやらぬ中で開始されたのであり、スミスもこの戦争を「最近の戦争」(LJB546/訳419)と呼んでいる。合法的な戦争行為の範囲の問題に関してスミスが言及しているフリードリヒ2世のザクセン侵攻は、ヨーロッパにおける7年戦争の開始となる事件であった。これらの事実は、1750年代からスミスが毎年続けていたと推定される法学講義が、ヨーロッパの緊迫した国際環境を背景にしていたことを示している。

しかし、ヨーロッパの国際的緊張は7年戦争よりもはるかに以前から続いてきた現象であった。近代のヨーロッパ世界は政治的には各地に主権国家が発達することで開始され、現代において「主権国家システム」と呼ばれる国際関係を形成したが、そうした国際システムはヨーロッパに政治的安定をもたらすものではなく、かえって主権国家間の対立と抗争が絶えない体制であった。三十年戦争後に成立したウェストファリア体制はその後のヨーロッパの国際関係の基本構造となったとされるが、それはヨーロッパに安定した国際秩序をもたらしたわけではなく、主要国の覇権闘争はさらに激化することになった¹⁹⁾。とくに17世紀後半以降には抗争はヨーロッパ内部だけでなくアメリカ大陸やアジアも主要な舞台とするようになり、まさに世界の覇権争奪戦の様相を呈することになった。北アメリカやインドをも戦争の舞台とした、グレート・ブリテンとフランスとの7年戦争は、こうしたグローバルな覇権抗争の1つの決算というべき事件だったのである。

このような激しい覇権闘争を繰り返した近代ヨーロッパ諸国は、必要に応じて合従連衡を繰り返し、それとともに同盟関係も形成したが、スミスはこの点について「16世紀の初め以来ずっと、ヨーロッパの諸国民は2大同盟に分割された。一方にはイングランド、ホラント、ハンガリー、モスコヴィアなどがあり、他方にはフランス、スペイン、プロイセン、デンマ

19) ウェストファリア条約によって成立した国際体制がヨーロッパの国際関係史において有した意味については、次の研究が有益な視点を提供している。明石欽司『ウェストファリア条約：その実像と神話』慶應義塾大学出版会、2009年。

ーク、スウェーデンなどがある。このようにして一種の同盟が維持され、現在プロイセンがイングランド側にあつてハンガリーが反対側にあるというように、ときにはある国が一方からはずれ、別の国がそれに加入した」(LJB552-553/訳437)と述べている。この発言には、近代ヨーロッパの国際関係の基本構図に関するスミスの基本認識が語られている。ここで表明されているのは、7年戦争の時点におけるグレート・ブリテンとフランスの勢力関係が形成された歴史的過程の分析という視点で捉えられたヨーロッパの国際関係史の構図である。ここでスミスは、ヨーロッパ諸国が基本的に2つの同盟に、すなわちイングランド(のちにはグレート・ブリテン)を盟主とする同盟とフランスを盟主とする同盟に分かれて抗争してきた果てに7年戦争が勃発したとする認識を暗黙にはあるが語っている。つまりスミスは、18世紀の中葉にグレート・ブリテンとフランスが7年戦争に突入した下地は、近代初頭以来のヨーロッパの国際関係の構図においてすでに醸成されていたと把握していると解される。

主権国家が激しく勢力拡大を競い合う近代ヨーロッパの国際関係に安定をもたらす方法として唱えられたのが「勢力均衡」(バランス・オブ・パワー)の原理であり、これはスミスの時代にも多くの論者によって論じられた主題であった²⁰⁾。「勢力均衡」については、ヒュームも論説を発表している²¹⁾。しかし、スミス自身は、この主題について大きな関心を示してはいない。スミスは、駐在外交使節について、その派遣が17世紀の初めにヨーロッパで導入された後も、外交使節が自国の勢力拡大に資することは長く注目されなかったと論じた箇所では、「勢力均衡」について「近頃これほど話題になってきた勢力均衡は、当時はまったく噂もなかった」(LJB552/訳436)と簡単に言及しているにすぎない。こうした叙述からすると、スミスは「勢力均衡」をめぐる当時の活発な言論状況に注意を払いながらも、その原理を以前からヨーロッパの国際関係を創り上げてきた政策として重要視する立場を取ってはいないと解される。スミスは、「勢力均衡」がヨーロッパの国際関係を安定化させる原理として評価に足りうるものであるとは捉えていないと結論できよう。

スミスが「法の四大目的は、司法、ポリース、公収入、軍備である」(LJB398/訳23)と述べて、「軍備」(Arms)を自己の法学の主要な題目の1つとしていることには、近代ヨーロッパにおける以上のような国際関係の推移が背景となっているであろう。スミスの「政府

20) 近代ヨーロッパの国際関係における「勢力均衡」の原理については、次の著作が参照されるべきである。H. A. Kissinger, *op. cit.*, chap. 3. 岡崎久彦、前掲邦訳、第3章。キッシンジャーは、「バランス・オブ・パワー」の効果について「バランス・オブ・パワーに明白に基礎をおいたヨーロッパの秩序確立に100年以上かかった」(*op. cit.*, p. 67. 邦訳、上、76頁)と指摘している。

21) D. Hume, "Of the Balance of Power", in *Essays Moral, Political, and literary*, ed. by E.F. Miller, revised ed., Liberty Fund, 1987. D. ヒューム「勢力均衡について」『道徳・政治・文学論集』田中敏弘訳、名古屋大学出版会、2011年。ヒュームは「勢力均衡」が古代に広く行き渡っていた考え方だったとしている。

が、外国からの侵害と攻撃に対して自己を防衛できないかぎり、最善のポリースも安全保障を与えることはできない」（LJB398/訳24）という言明は、一国の国内政策としての「最善のポリース」だけではその国の存続は不可能であり、「最善のポリース」の実現は「外国からの侵害と攻撃に対して自己を防衛」するための軍備の確立を前提とするという基本認識の表明である。しかし同時に、スミスが一国にとって必要とする軍事力は、あくまで「外国からの侵害と攻撃に対して自己を防衛」できる軍備であって外国を侵略し征服するための軍事力ではないことは銘記されなければならない。スミスは、ヨーロッパの主要国が勢力拡大のために繰り広げてきた度重なる戦争を容認する意図で軍備の必要性を主張しているのではない。スミスは、防衛能力の保持が主権国家にとって基本的国家目標の1つとなるとする国家観を表明しているにすぎないのである。

スミスは「軍備」論の具体的内容として、「この項目では、それぞれの長所短所をもった、軍隊のさまざまな種類、常備軍の制度、民兵、等々が示されるだろう」（LJB398-399/訳24）と述べ、軍制を主要な論題として設定している。こうしたスミスの軍制への大きな関心の背景には、スミスが軍制は一国の運命をも左右する重大事となってきたと認識していることがあると思われる。スミスは、そうした認識を歴史的に論証しようとして、古代ローマ帝国の滅亡を取り上げる。古代ローマでは、もともと自由人の上層が兵役に就いていたが、商工業の発達によって人々が兵役を好まなくなるとともに、ローマ人は近隣の「野蛮」な諸国民を軍務にあてることとしたのである。これは一種の傭兵の制度であるが、スミスが「ローマ帝国の最後の150年間に、野蛮諸民族から募兵するというこの慣習は行なわれ続け、彼らの首長たちの多くが頭角をあらわした」（LJB415/訳71）と述べるように、結果的にはこの制度によって「野蛮諸民族」の首長たちがローマに反抗して自分たちの守備地を支配することとなったとして、スミスはローマの「西部の諸属州のすべてが、たいていこのやりかたで占拠された」（LJB415/訳70）と結論する。これがローマ帝国の滅亡の経過に関するスミスの見解の要点と考えられるが、さらに注目されるのは、スミスがローマの滅亡について述べたあとに「同じようにして、すべてのアジアの政府が解体した。彼らの兵士たちはタタールからやとわれた」（LJB415/訳71）と述べ、「アジアの政府」もローマと同様の原因で解体したと捉えていることである。スミスがここで述べている「アジアの政府」は、「トルコ、ペルシアおよびその他の国々は、タタール、アラブその他の野蛮諸民族に征服された」（LJB414/訳68）という一文からもうかがえるように、ヨーロッパにとって近東といえる地域の政府を指していると思われるが、スミスが古代ローマと「アジア」の国家体制は周辺の「野蛮諸民族」を傭兵としたことをきっかけに滅亡へと向かったと認識していることが明らかである。スミスが、軍制を「軍備」論の主要な論題としていることには、古代ローマなどで無思慮な軍制の採用が国家の滅亡すら招来することになったことを歴史の教訓として軍備を論じよう

とする問題意識が投影されていると推断できる。

また、スミスが軍制を重視することには、当時のスコットランドで民兵と常備軍との優劣をめぐって戦わされていた「民兵論争」も背景となっているであろう²²⁾。スミスはこの論点に対して歴史的視野から独自の分析を展開し、単なる兵制の優劣を超えた文明論としての軍事論を提起していて、スミスの社会認識を理解する上でも重要な意義を有する。

スミスの軍制論の根底にあると見られるのは、「洗練」の進行の結果に関する「一国が、ある程度の洗練に達すると、まえより戦争に適さなくなる」(LJB411/訳58)という命題である。すなわち文明が発達すると、どの国にとっても、兵力の確保は容易ではなくなるということである。スミスはそれを、歴史の発達によって兵力を担う階級が変化することから説明する。社会の発達の最初期である狩猟民や牧畜民の社会では国民皆兵であったが、手工業の発達が始まると分業が起こり、手工業に従事する下層民は従軍できなくなったため、軍務は上層階級の仕事となった。しかし上層階級が軍務を担うのも歴史の一時期だけであり、スミスは「手作業と商業がさらに前進して、非常に儲かるものになり始めると、国防は最も卑賤な身分に押し付けられる」(LJB542/訳411)と断定する。上層階級が非常に利益の上がる商工業に従事するようになると、軍務への意欲を減退させるのである。こうして産業が発達して「手作業と製造業の改良が、上層身分の人々の配慮に値いする対象だと考えられたときには、国防は当然低い身分の人々の領域になった」(LJB542/訳410)のである。したがって産業の発達した近代ヨーロッパ国家で一国の兵力を構成するのは最下層の民衆である。こうしてスミスは、産業の発達が、かつての上層階級を兵力とする戦争から、下層民衆を兵力とする戦争へと、軍備の形態を必然的に転換させるというのである。

スミスが社会の発達とともに戦争の担い手が上層階級から下層階級へと変化することを強調するのは、それによって常備軍に反対する論者に答えようとする意図があるためと思われる。スミスは兵制の転換を戦争の動機づけの変化と関連づけて説明する。兵力が上層階級から構成されていた時代には、その階級の「名誉の原理」(LJB543/訳411)が戦争の動機づけとなったが、名誉心をもっていない下層民が兵力となる文明社会では軍事規律の保持が課題となるからである。スミスが注目するのは、下層民衆における軍事規律の維持と戦闘心とを保証するのは「自分たちの将校と厳密な処罰と軍法とに対する恐怖」(LJB543/訳412)以外にないという事実である。上層階級による戦争から下層民衆による戦争への兵制の転換は、「名誉の原理」から「恐怖の原理」(LJB543/訳412)への軍務の動機づけの変化を必然的にもなうというわけである。

22) スコットランドで盛んであった「民兵論争」は、次の著作で詳しく論じられている。J. Robertson, *The Scottish Enlightenment and the Militia Issue*, John Donald, 1985.

こうした議論は、スミスが文明社会における常備軍の導入の必然性を説く根拠となっている。常備軍は、兵力が社会の下層民衆から構成され、したがって戦争への心理的駆動因がかつての上層階級の「名誉」から下層階級の「恐怖」へと変化せざるをえない文明社会の防衛に適合する兵制に他ならない。日頃の訓練によって上官の命令が組織の末端にまで確実に届く常備軍こそが、つねに下級の兵士の「恐怖」を煽り立てて軍務の規律を守らせることができる機能的な兵制だからである。だからスミスは常備軍について「それがまったく存在しないところでは、その国は簡単に敵たちの餌食になる」(LJB543/訳413)と明言し、さらに「常備軍に対する非難がどれだけ大きかろうと、社会の一定の時期に、それは導入されるに違いない」(LJB543/訳413)と断定するのである。もっとも、スミスが「常備軍」という言葉には二つの意味があるとしていることは一瞥しておく必要がある。スミスは、常備軍には、政府が特定の人々に軍務をさせて俸給を支払う形態のものだけでなく、政府がその防衛を一定数の軍勢を率いる将軍と一括契約する形態のものもあるとし、後者を「イタリアのいくつかの小国の常備軍の原型」(LJB543/訳414)としている。しかし、後者は実はルネサンス期に盛行した傭兵制であって、近代国家の発達とともに一般的となった常備軍ではない²³⁾。スミス自身、前者を「われわれが現在もっている常備軍の原型」(LJB543/訳414)と認めている。したがってスミスが文明社会における常備軍の必然性を説く場合には、前者の形態の常備軍を念頭においていると解釈してよいであろう。

以上のように産業が発達した文明社会では国家の防衛のために常備軍が必然的に導入されるとする所説は、スミスを師のハチスンから明確に分かつ論点の一つである。ハチスンは『道徳哲学序説』において「軍事上の技術と徳は、より榮譽ある市民全員にきわめて適した素養である。したがって、戦争はどんな人の生涯の職業にもなるべきではなく、すべての人々が順番にこの役務に就くべきである」²⁴⁾と言明し、軍務の職業化に否定的な立場を主張していたからである。スミスはその分業論を軍務にまで適用することで、分業が高度に発達した文明国では「戦争がやはり一つの職業になる」(LJB540/訳406)こと、すなわち常備軍の導入が必然的であることを力説している。スミスはハチスンの名を挙げてはいないが、常備軍をめぐるスミスの見解にはハチスンへの批判も込められている。

しかしながら、スミスが常備軍の導入に何らの問題も認めていないわけではないことは留意されねばならない。スミスは常備軍の導入を必然とする産業の発達が他方で国防にとって不都合な事実を生み出すことにも注意を向けている。スミスが問題とするのは「すべての商業国では、分業は際限がなく、各人の思考は、ひとつの特定のものごとに対して使われる」

23) この点は、アダム・スミス『法学講義』水田洋訳、岩波文庫、2005年、415頁、訳注(1)で指摘されている。

24) F. Hutcheson, *op. cit.*, p. 324. 田中・津田訳、380頁。

(LJB540/訳406) ことである。多くの国民は自己の職業以外には思考を向けることはなくなるため、結果として国防への関心や意識は低下せざるをえないということである。こうした洞察に基づいて、スミスは商業について「それが人類の勇気を沈滞させ、武勇の精神を消滅させていく」(LJB540/訳406)と述べ、商業の発達を負の効果を慨嘆をこめて指摘する。すでに文明国において必然的に導入される常備軍の兵力となる下層の民衆においては、かつての兵力であった上層階級のような「名誉の原理」ではなく「恐怖の原理」が軍務の動機づけとならざるをえないことを見たが、そうした事実自体が、文明国では下層の民衆においても「武勇の精神」(martial spirit)が衰弱することの帰結であることは容易に理解できるであろう。スミスは「武勇の精神」を「英雄的精神」(heroic spirit)(LJB541/訳408)と言い換えているが、このこともスミスが、「武勇の精神」は文明国では国民の大多数からは消失してしまうと把握していることの証左であろう。スミスはこうした文明社会観に立って、産業化した国家における常備軍の発達を歴史の必然として容認しながらも、産業化とともに国民の「武勇の精神」の衰退という精神的劣化が進むことに文明国の一つの深刻な問題を見出すのである。

スミスが「武勇の精神」を重視し、その衰退を問題視するのは、それが国家の防衛にとって重要な役割を果たすと認識するからである。スミスは具体的な歴史的事例からそれを実証している。その一つとして、1745年の2回目のジャコバイトの反乱で、スコットランドの高地地方の反乱軍がその低地地方を「非好戦的な住民たちから何の反対もうけることなく占拠した」(LJB540-541/訳406-407)ことを挙げる。これはスコットランドのより改良の進んだ低地地方の住民の「武勇の精神」が衰弱して「非好戦的」になっていた結果であるというわけである。スミスは反乱軍について「もし常備軍の反撃をうけなかったならば、彼らはほとんど苦もなく王冠をつかんだであろう」(LJB541/訳407)と述べ、常備軍がなければジャコバイトの反乱は成功していたであろうとしている。このケースは常備軍によって国家体制が防衛された例であるが、スミスは常備軍によっても防衛できないケースがあることにも眼をそそぎ、オランダの常備軍が敗北したとき、他の住民が抵抗せずに東インド諸島に移住する計画をたてたことを指摘する²⁵⁾。これは、オランダというヨーロッパの代表的な商業国における国民の「武勇の精神」の衰退の証拠であり、スミスはこの事例によって「商業国は、国外では打ち克ちがたいかもしれず、艦隊と常備軍によって自己を防衛することができるが、敗北して敵が国内に滲透した場合には、簡単に征服される」(LJB541/訳407)と断定する。

25) スミスは、オランダの常備軍が敗北したこの事件は「今世紀のはじめ」(LJB541/訳407)つまり18世紀初期の出来事としているが、グラスゴウ版『法学講義』(B)の編者注は、1672年のこととしている(LJB541)。岩波文庫版の邦訳でも、同様の訳注が付されている。水田洋訳『法学講義』岩波文庫、2005年、408頁、訳注(5)。

商業国の常備軍は一般的に強力ではあるが、国民の「武勇の精神」が衰弱しているため、常備軍が敗北した場合には国家の独立は危殆に瀕することになる。つまり強力な常備軍をもつ商業国でも、国民の「武勇の精神」が保持されていなければ、国家の防衛と独立は万全ではない。法学講義におけるスミスの防衛論は、常備軍を強化すれば十分であるとする立場ではないのである。

常備軍をめぐるのは、それが名誉革命の政治体制の脅威になりうるとする認識から危険視する論調も見られたが、スミスもこの問題について関心を向け、自己の所見を表明している。この常備軍と政治との関係という問題について、スミスは常備軍と政府の関係と、常備軍と一般国民の関係との二つの側面から論じている。まず常備軍と政府との関係については、スミスは常備軍を政府に雇用された職業軍人から成る軍隊と、将軍が指揮し政府との契約を結んで戦争を請け負う軍隊、すなわち現代では「傭兵」とみなされる軍隊とに分類した上で、「われわれのもののような常備軍は、彼らの武器を政府に向ける恐れは、あまりない。なぜなら、将校たちは名誉を重んじる人びとであり、この国に大きな関連をもっているからである」(LJB543-544/訳414-415)と述べて、少なくとも職業軍人から編成されるグレート・ブリテンの常備軍については政府にとって危険な行動をとる可能性は低いと主張する。他方で常備軍と一般国民との関係については、「いくつかの場合に、常備軍が国民の自由にとって危険であることが証明された。それは、われわれ自身の国でそうであったように、主権者の権力という問題が論争されるにいたった場合で、なぜなら常備軍は一般に国王の側につくからである」(LJB544/訳415)と断定し、イギリス（イングランド）革命期に見られた政治抗争と思われる歴史的事例を引きつつ、国王と一般国民の間で主権をめぐる対立が生じる場合に、常備軍が国民の自由を抑圧する可能性があることを指摘する。政府によって雇用され、したがって一般に時の権力体制に利害関係をもつ常備軍は、基本的に体制維持の機能をもつ傾向が強いというのである。スミスは、常備軍の政治的中立性がいつでも保証されるものではないことを認めている。

常備軍に関するこのような見解は、スミスが民兵に何らの存在価値も認めていないわけではないことを示唆する²⁶⁾。事実、スミスは国王と国民が対立するさいに常備軍が一般に国王の側につくことに言及した後で、「このことは、適正な民兵が確立されるならば、決して起

26) イアン・ロス は、スミスの伝記で、「スミスは、1745年の反乱以降スコットランドで存在が許されなかった、スコットランド民兵の問題への注意を喚起するために、1762年に創設されたポーカー・クラブの創立会員のひとりでもあった」(Ian Ross, *The Life of Adam Smith*, Oxford U.P., 1995, p. 141. 篠原久・只腰親和・松原慶子訳『アダム・スミス伝』シュプリンガー・フェアラーク東京, 2000年, 159頁)と述べている。この伝記の第2版でも、同様の叙述がなされている。Ian Ross, *The Life of Adam Smith*, 2nd ed., Oxford U.P., 2010, p. 142.

こらないだろう」(LJB544/訳415)と、政治的中立性の点で「適正な民兵」が常備軍よりも信頼しうる兵制であると判定している。ここで言われている「適正な民兵」がどのようなのかは、「国民の公共の職務をもつ田舎の郷士によって指揮される民兵が、誰であれ、ある人物のためにその国の諸自由を犠牲にするなどという見込みは、決してありえない」(LJB543/訳413)という文言からうかがうことができよう。しかもスミスは、この「国民の公共の職務をもつ田舎の郷士によって指揮される民兵」について「そのような民兵は、疑いもなく、他国民の常備軍に対する最良の安全保障である」(LJB543/訳413)とまで言い切っている。

スミスは「田舎の郷士」が務める「国民の公共の職務」が何であるかは『法学講義』(B)では語っていないが、『国富論』では「裁判官という職務は、それ自体極めて名誉あるものであるから、ごくわずかな収益しかともなわなくても、人々は喜んでそれを受け入れる。治安判事という下級の職務は、多くの手間がともない、たいていの場合、何の収益もともなわなければならないけれども、われわれの田舎の郷士の大部分にとって、野心の対象である」(WN719/訳(3)388)と述べている。この叙述からすれば、グレート・ブリテンの大部分の「田舎の郷士」が携わる「公共の職務」は「治安判事」という下級裁判職であり、「田舎の郷士」はジェントリー層として地域の有力者であるとともに名誉職として地域での司法行政を担う地方名望家なのである。それゆえこの階層は自分が公職を務める社会の秩序維持に責任をもつ人々であり、またそうした人々によって率いられる民兵は常備軍のように単なる上官への「恐怖」を心理的駆動因として戦う集団ではないであろう。彼らは、郷士の人望によって結集している組織であるため国土への高い忠誠心をもつのであり、そうであるからこそ現行の国家制度によって承認されている国民の自由を尊重するとともに、外国の常備軍の攻撃に対する「最良の安全保障」にもなるとされるのである。

もちろんすでに見たように、スミスは産業化した国家では常備軍の導入が歴史の必然であることを強調し、またそうした国家では国民一般の「武勇の精神」が衰退することも認めるのであるから、民兵だけで国家の防衛が可能であると考えてはいないことは明らかである。だが、上述したようなある種の民兵は自由の友であるとともに勇壮な集団でもあり、したがって国民の自由の保持の面でも、また自国の防衛の面でも有用な組織なのである。法学講義におけるスミスの軍備論は、常備軍を産業国の防衛において不可欠と想定するものではあるとはいえ、常備軍のみによる防衛体制を構想するものではない。自国の防衛を常備軍だけでなく地方の郷士が率いる民兵にも期待する雰囲気は、スミスの時代のグレート・ブリテンで広く見られたとされるが²⁷⁾、法学講義におけるスミスの防衛論もそうした一般的雰囲気に同

27) 「民兵」と訳している militia は、「在郷軍」とも訳される。この軍勢について、マイケル・ワードは、18世紀には「イギリスの支配階級は、王国を守るためには、第1に海軍に、次いで田舎のジェントリーがその支配下においていた在郷軍すなわち「合憲的軍隊」に期待した」と指摘してい

調するものであったと言いうる。

これまでの検討からすれば、スミスが産業化のもたらす弊害として、人々の視野の狭隘化と知力の低下、教育の軽視とともに「武勇の精神」ないし「英雄的精神」の衰弱を上げ、「これらの欠点を匡正することは、真剣な考慮にあたいする問題であろう」（LJB541/訳408）と述べていることの意味を理解できるであろう。スミスのこの発言は、「英雄的精神」としての「武勇の精神」が一般国民に維持されることが国家の防衛力の強化にとって重要な効用をもつとする判断を前提としている。国家の防衛のためには、常備軍という国家制度上の軍隊だけでなく民兵の役割も重要であり、であるからこそ民兵の強化のためにも、産業国では放置すれば衰弱してしまう一般国民の「武勇の精神」の涵養という、民衆への一種の「啓蒙」の活動が「真剣な考慮にあたいする」とされているのである²⁸⁾。

4. 文明化の両義性

これまでは近代ヨーロッパ諸国のあいだで発生してきた戦争と国際関係およびそれに対する文明化の影響について、様々な論点を検討してきた。本節ではこれまでの考察を振り返りながら、スミスの法学講義に見られる戦争観を総括することにしたい。

すでに見たように、スミスの法学は、近代ヨーロッパの主要国が繰り広げてきた覇権闘争と数々の戦争を国際的背景として構想された学説であった。そうした成立事情から、スミスは「国際法に関しては、すべての国民の共通の同意によって樹立され、そういうものとしてつねに守られる、何かひとつの規制をあげることも、ほとんどできない」（LJB545/訳417）と声明し、国際法がもつ法的強制力には本質的な限界があることを承認している。スミスはその原因について、国際社会のような国家間の「争いを処理する最高立法権力も裁判官もいないところでは、われわれはつねに、不確定性と不規則性を予期するだろうからである」（LJB545/訳417）と述べる。国際社会では、各主権国家よりも上位に位置し、諸国家を制御しうる主権者が存在しないため、主権国家の間で結ばれる国際法が遵守される可能性は不確実で、その効力には「不確定性と不規則性」がつきまとうのである。スミスが、ハチスンと同様に、諸国家が「自然的自由」の状態にあるとする基本認識に立脚して国際法を論じていることが明らかである。スミスは、国際法の効力が国内法よりも薄弱であり、その違反が

る。M. Howard, *War in European History*, Oxford U.P., 2nd ed., 2009. 奥村房夫・奥村大作訳『改訂版 ヨーロッパ史における戦争』中公文庫、2009年、148頁。

28) この点で、法学講義におけるスミスの兵制論は、民兵の重要性を力説したアダム・ファーガソンの兵制論と大きく異なるものではない。ファーガソンの民兵論については、天羽康夫「アダム・ファーガスンと共和主義」（『国際社会文化研究』（高知大学）第5巻、2004年）を参照。ファーガスンも常備軍を無用としてはいないことは注意されるべきである。

発生しやすいことを前提として国際法を論じている。

したがってスミスの法学は、国際法だけで国際秩序の維持が可能であると想定する学説ではない。スミスが国際法を論じる前に軍備について論じているのは、国際法の効力には限界があるため、国際平和のためには各国が一定の軍備を保有することが前提となると判断しているからである。スミスは、主権国家がそれぞれ国防のために一定の軍備を保有することを前提とした上で、それらの国家間の法的秩序の可能性を探ろうとしている。スミスの国際法学は報復戦争などの一部の戦争が許容されると主張するのであるから、いかなる戦争も全面的に否定する絶対平和の思想を説くものではない。それは正当な戦争を限定することで安定した国際関係を構築する可能性を追求した所説であると解釈できる。

このように近代のヨーロッパ諸国が戦争を繰り返してきた事実は、スミスの国際法思想の基本的前提となっている。だからスミスは、文明化とともに人類が戦争を克服してきたとする歴史観を提起してはいない。スミスが国際法の効力が薄弱であり、その違反が発生しやすいことを認めるのは、文明化が進んできた近代のヨーロッパ諸国が戦争を起こしては平和条約を結んで停戦しながら、やがてそれを破棄して再び戦争に突入してきたいくたの事実が背景となっている。つまり、近代ヨーロッパの諸国民の国際関係史は、戦争とかりそめの平和を繰り返してきた歴史であり、スミスもその事実を十分に認識して戦争論を展開しているのである。

しかしスミスが、ヨーロッパ諸国民の間のこうした国際関係が、文明以前の状態にある諸民族の相互関係とは根本的に異質であると把握していることは看過されてはならない。すでに第1節で引用した箇所であるが、スミスは「野蛮状態における隣接諸国民のあいだには絶え間なく戦争が存在し、一方の他方に対する侵略と掠奪が続く」と述べ、また「未開諸国民相互のあいだでは、洗練においてさらに前進した諸国民のあいだでよりも激しい動乱が、つねに存在するのを見ることができる。タタール人とアラブ人のあいだでは、野蛮人の大部隊が、いつも掠奪物を求めてあちらこちらと徘徊していて、彼らは通過諸国のすべてを強奪するのである」とも言明している。これらの文言が明示するように、「野蛮」あるいは「未開」な諸民族の関係は継続的な動乱状態であり、そこに「平和」な期間は基本的に存在しない。近代ヨーロッパの諸国が戦争を繰り返してきたことは事実であるが、それは「平和」の期間をとまなう「戦争」の繰り返しであり、したがってスミスが近代ヨーロッパの戦争を、「野蛮」あるいは「未開」な諸民族のあいだで続いている恒常的な動乱と同類視していると理解することはできないのである。

近代ヨーロッパ諸国民の関係が「野蛮」あるいは「未開」な諸民族の関係と異質だけでなく、古代の諸国民のそれとも著しく異なることもこれまでの考察から明らかであろう。スミスの国際法論の1つの特徴が、歴史比較の視点を導入することで、中世に淵源をもつ文明

化によって、近代ヨーロッパの国際関係が古代のそれと大きく変容していることを論じている点にあることは、すでに見たところである。スミスはそうした変容をまず戦争の様式に見出し、文明化の核心としての「洗練」が捕虜の人道的処置に見られるように、近代ヨーロッパの戦争に浸透していることを強調してやまない。近代ヨーロッパの文明化は、戦争の様式においても検出しようということである。スミスはさらに、近代のヨーロッパ諸国間で駐在外交使節の相互派遣という継続的な外交関係が出現したことで一定程度の戦争抑制の仕組みが成立するに至ったことの意義を力説している。むしろ外交の発達にもかかわらずヨーロッパ諸国が戦争を繰り返してきたことが外交の限界を示していることはスミスも十分に認識していることは明らかである。だからこそスミスは、近代ヨーロッパ諸国の外交政策としてしばしば採用された「勢力均衡」政策の意義を高く評価しないのである。それにもかかわらず、スミスは、限定的にせよ戦争抑制の効果をもつ継続的な外交関係が発達したことがヨーロッパの文明化の証明であると理解していると考えられる。

スミスは、古代にはなかった外交関係が近代に成立した要因として、近代のヨーロッパ諸国の間における交易の発達を挙げている。古代とは異なる近代に独自の国際経済関係の発達が、それに照応する国際政治の仕組みを実現させたとされている。スミスの「法学」は単に各種の法制度の解釈に終始するものではなく、「ポリース」の表題のもとに展開される経済問題の立ち入った考察が特徴となっているが、スミスの法学のそうした本領は、国際関係の分析においても、ヨーロッパ諸国間の継続的な外交関係の成立の誘因として国際経済関係の発達を析出することに発揮されているのである。

けれどもスミスの法学が、近代ヨーロッパにおける文明化の進展の要因を、経済の発展だけに見出すものではないことは、本稿での考察が示しているであろう。すでに見たように、スミスは、捕虜の人道的な処置などに見られる戦争の「洗練」が進行した淵源を、中世のローマ教会の影響に求めている。つまり古代には見られなかった戦争の「洗練」は、ヨーロッパの中世を支配したローマ教会における「人間愛」の鼓吹がヨーロッパ人の精神に及ぼした影響の産物であるとされている。だから法学講義には、歴史を進展させる作動因として、経済的な要因だけでなく精神的な要因も視野におさめる複眼的思考によって歴史を把握するスミスの歴史理解の方法が語られているのである。

このようにスミスにおいては、中世の宗教に淵源をもつ「人間愛」の発達という精神的要因が、国際交易の発展という経済的要因とならんで、「未開諸民族」の間には存在しえず、古代ローマの時代にも見られなかった独自の戦争様式と外交関係をもつ国際関係を近代ヨーロッパに実現させたとされている。とはいえ、スミスの叙述からは、「人間愛」の普及を背景とする戦争の「洗練」や人道的な処置の対象が実際にはヨーロッパのキリスト教徒に限定され、異教徒に対する残酷な処置の可能性が排除されていないことが読み取れることは、す

でに言及したところである。またスミスは、近代ヨーロッパの戦争でも、ときに「最大の不正義」が現出することを認めている。これらのことは、近代ヨーロッパの文明が「野蛮」を完全には克服できてはいないとする認識がスミスに存在することを証拠立てていると認定できる。スミスは、近代ヨーロッパの戦争と文明について論ずることを通して、「洗練」と「野蛮」が併存し、相克する近代ヨーロッパ文明の問題性を、意図せずにはあるが暴露していると解釈できるのである。

文明化によって社会が固有の問題に直面することは、スミスの軍備論でも語られている。文明社会では常備軍の導入が必然性をもつとされながら、常備軍が国民の自由にとって脅威となりうること、また文明化によって国民の「武勇の精神」が衰弱することが、人々の視野の狭隘化と知力の低下、教育の軽視とともに、産業が発達した文明社会に固有の難題とされるのである。このようにスミスは、文明化の肯定的な面だけでなく否定的な面をも視野に収めつつ戦争論を展開している。こうした文明化の二重の作用に対する洞察は、戦争や国際関係だけでなく、スミスの社会認識の一つの要素として、スミスの文明社会像の他の側面の理解においても注目されるべき点であろう。

※ 本稿では、アダム・スミスの著作として、『グラスゴウ版アダム・スミス著作・書簡集』(The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith) に収録されている以下の諸著作と訳書を使用する。

Smith, Adam (1976) *The Theory of Moral Sentiments*, ed. by D.D. Raphael and A.L. Macfie, Oxford U.P., (水田洋訳『道徳感情論』(上)(下), 岩波書店, 2003年)。

引用においては、引用文の後に、まず原書をTMSと表記して引用箇所を示し、その後に訳書の(上)、(下)の表示と該当ページ数を示す。

Smith, Adam (1978) *Lectures on Jurisprudence*, ed. by R.L. Meek, D.D. Raphael and P.G. Stein, Oxford U.P. 本書には、1762-1763年と1763-1764年の2種類の法学講義が合冊で収録されているので、前者を『法学講義』(A)またはLJ(A)と、後者を『法学講義』(B)またはLJ(B)と表記する。それぞれに次の訳書がある。水田洋他訳(2012)『アダム・スミス法学講義1762-1763』名古屋大学出版会(LJ(A)の邦訳)/水田洋訳(2005)『法学講義』岩波文庫(LJ(B)の邦訳)。

引用においては、LJ(A)をLJAと、LJ(B)をLJBと表記して原書からの引用箇所を示し、その後に各訳書の該当ページ数を示す。

Smith, Adam (1976) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed. by R.H. Campbell and A.S. Skinner, 2vols., Oxford U.P. 水田洋監訳・杉山忠平訳(2000-2001)『国富論』(1)~(4), 岩波文庫。

引用においては、引用文の後に、まず原書をWNと表記して引用箇所を示し、その後に訳書の分冊番号と該当ページ数を示す。

なお、各著作からの引用においては、各訳書の訳文は適宜変更してある。引用文中の傍点は、断りのない限り引用者のものである。

参考文献

- 明石欽司（2009）『ウェストファリア条約：その実像と神話』慶應義塾大学出版会
- 天羽康夫（2004）「アダム・ファースンと共和主義」『国際社会文化研究』（高知大学）第5巻
- 伊藤不二男（1965）『ビトリアの国際法理論』有斐閣
- 高坂正堯（1978）『古典外交の成熟と崩壊』中央公論社
- 山内進編著（2006）『「正しい戦争」という思想』勁草書房
- 渡辺恵一（2016）「アダム・スミス—近代文明と戦争—」『経済論叢』（京都大学経済学会）第190巻第2号
- Burckhardt, J. (1860) *Die Kultur der Renaissance in Italien* (新井靖一訳 (2019) 『イタリア・ルネサンスの文化』上・下, (ちくま学芸文庫), 筑摩書房)
- Grotius, H. (1625) *De Jure belli ac Pacis* (一又正雄訳 (1972) 『グローティウス戦争と平和の法』(復刻版), 酒井書店)
- Howard, M. (2009) *War in European History*, 2nd ed., Oxford U.P. (奥村房夫・奥村大作訳 (2009) 『改訂版 ヨーロッパ史における戦争』中公文庫)
- Hume, D. (1752) "Of Refinement in the Arts", *Political Discourses*, in *Essays Moral, Political, and Literary*, ed. by E.F. Miller, revised ed., Liberty Fund, 1987 (「技芸における洗練について」田中敏弘訳 (2011) 『道徳・政治・文学論集』名古屋大学出版会)
- (1752) "Of the Balance of Power", *Political Discourses*, in *Essays Moral, Political, and Literary*, ed. by E.F. Miller, revised ed., Liberty Fund, 1987 (「勢力均衡について」田中敏弘訳 (2011) 『道徳・政治・文学論集』名古屋大学出版会)
- Hutcheson, F. (1747) *A Short Introduction to Moral Philosophy*, repr. ed., Georg Olms Verlag, 1990 (田中秀夫・津田耕一訳 (2009) 『道徳哲学序説』京都大学学術出版会)
- Kissinger, H.A. (1994) *Diplomacy*, Simon & Shuster (岡崎久彦訳 (1996) 『外交』上・下, 日本経済出版社)
- Robertson, J. (1985) *The Scottish Enlightenment and the Militia Issue*, John Donald
- Ross, I. (1995) *The Life of Adam Smith*, Oxford U.P. (篠原久・只腰親和・松原慶子訳 (2000) 『アダム・スミス伝』シュブリンガー・フェアラク東京)
- (2010) *The Life of Adam Smith*, 2nd ed., Oxford U.P.
- Smith, A. (1776 [1759]) *The Theory of Moral Sentiments*, ed. by D.D. Raphael and A.L. Macfie, Oxford U.P. (水田洋訳 (2003) 『道徳感情論』(上)(下), 岩波文庫)
- (1778) *Lectures on Jurisprudence*, ed. by R.L. Meek, D.D. Raphael and P.G. Stein, Oxford U.P. (水田洋他訳 (2012) 『アダム・スミス 法学講義1762-1763』名古屋大学出版会 (1762-1763年の講義の邦訳) / 水田洋訳 (2005) 『法学講義』岩波文庫 (1763-1764年の講義の邦訳))
- (1776 [1776]) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed. by R.H. Campbell and A.S. Sinner, 2vols, Oxford U.P. (水田洋監訳・杉山忠平訳 (2000-2001) 『国富論』(1)~(4), 岩波文庫)
- Tuck, R. (1999) *The Right of War and Peace*, Oxford U.P. (萩原能久監訳 (2015) 『戦争と平和の権利』風行社)

